# 教科書“で”教える古文と漢文
## ―日本語史の観点から―

日本語史研究者
田中 草大



京都大学文学部准教授。専門は日本語の歴史。著作に、『平安時代における変体漢文の研究』（勉誠出版）、『# 卒論修論一口指南』（文学通信）、『悩める創作者のための伝わる〈古文〉の書き方』（大修館書店、ウェブ連載）、『古文と漢文 ―書き言葉の日本語史―』（ちくま新書）など。

今春に刊行された拙著『古文と漢文 ―書き言葉の日本語史―』（ちくま新書）では、「古文とは何か」「漢文とは何か」という自明なようで実は複雑な論点を持つ問いに、日本語史の観点から答えることを試みました。本稿では同書の一部を再構成する形で、中高の古文・漢文教育に関わるトピックを提示します。具体的には、しばしば言われる「教科書を教えるのではなく、教科書で教える」という在り方を目指す上で有益と思われる日本語史上のトピックを、古文・漢文それぞれについて紹介・解説します。

### 古文① 古典文法からの逸脱例

古文とは、文法上は「古典文法」で、表記上は「歴史的仮名遣い」で記されている文章である――との認識がもしあるとしたらそれは教科書に惑わされた幻想と言うべきで、順序を正して言えば、古典文法からの逸脱が見られない（または目立たない）文章を慎重にチョイスした上で、その表記を歴史的仮名遣いに整えたものが教科書に採録されているわけです。つまり国語科の教科書というのは極めて強い規範化の漏斗であり、そこをくぐり抜けた結果の文章のみによって「古文」の性質を解しようとすると容易に実態を見誤ります。

その実態とは、古文とは（話し言葉の歴史的変化とは別に）書き言葉として古い文法（古典文法）が用いられ続けたものである、ということです。このこと自体は、教科書に採録される作品の時代が奈良時代から江戸時代までの千年以上に及ぶことからも充分推察できることではありますが、ではなぜ数百年～千年前の文法を厳密に保持できたのかという疑問が生じてしまいます。

実際には、厳密に保持できているように見えるのは教科書がそういう文章を特に選んで載せているためにほかならず、現実には古典文法から「逸脱」した古文はいくらでも例示できます[1]。

・さて、かかるもの憂き都に、跡をとめじとて、急ぎ丹後へこそ下りける。（略）さて、御内の人々は、このよしを承りて、丹後へぞ下りけれ。（「橋立の本地」、小学館新編日本古典文学全集『室町物語草子集』224頁）

・しかるに少納言信西がはからひとして、「若呪詛の心にや」と奏しけるより、そがままにかへされしぞうらみなれ。（上田秋成『雨月物語』「白峯」、安永五年（一七七六）刊、新編全集285頁）

右の二例は、本来の古典文法では連体形となるべきところ（係助詞の「ぞ」が上にあるため）で已然形が用いられている事例です。自らの話し言葉とは大きく異なる文法で書いている以上、このような逸脱が生じることはむしろ自

然なことと言えますし、またこうした事例があることを知っていた方が、古文は話し言葉とは別だての「書き言葉」として生き長らえたものであるということは理解しやすくなります。

またこれと併せて、次のような「話し言葉」側の例（＝古いけれど「古文」ではない言葉）にも触れることで、話し言葉と書き言葉が分離していた状況は生徒にとって一層明快になります。

・親仁「モシちつとものを問ますべい。江の島へはどふいきます」
弥「おめへ、ゑのしまへいきなさるか。そんならこりよヲまつすぐにいつての、遊行さまのお寺のまへに橋があるから」
北「ほんに橋といやア、たしか其はしの向ふだつけ。いきな女房のある、茶屋があつたつけ」
弥「ソレソレ去年おらが山へいつた時とまつた内だ。アノかゝアは江戸ものよ」
北「どふりで気がきいていらア」
親仁「モシモシ、其の橋からどふいきます」
（十返舎一九『東海道中膝栗毛』初編、享和三年（一八〇三）刊、新編全集65頁）

## 古文② 歴史的仮名遣いからの逸脱例

歴史的仮名遣いについても同様のことが言えます。私たちが「『参る』の歴史的仮名遣いって『まいる』だっけ『まゐる』だっけ？」などと悩むのは、現代において「い[i]」と「ゐ[wi]」の発音が同じになっているためです。[i]と[wi]の発音が[i]の側に合一していったのは一二世紀ごろと推定されていますので、それ以降の人たちは私たちと同じ状況にありました。そのため、次のような事例がしばしば見られます。

・てらへまいりなんのちは、たれになさんとも、てらの御こゝろなり。（『春日某消息』安元三（一一七七）年、平安遺文⑦三七九七号）
→ 歴史的仮名遣いでは「まゐり」
・たんそうなるべきゆへありてなりたるにハ候はぬなり。（堪僧）（同右）
→ 歴史的仮名遣いでは「ゆゑ」
・氷田地ニ消ヘテ蘆錐短シ。（国立国語研究所蔵『和漢朗詠集』、室町中期写、上巻4丁表[2]）→ 歴史的仮名遣いでは「消え」

教科書における、仮名遣いが全面的に修正された結果の文章しか知らないと、「なぜ昔の人は歴史的仮名遣いを完璧に書けたのか？」という笑えない疑問を持ってしまいかねません。この点を正しく理解するためには、そもそも仮名遣いとは何かということの基本的理解（拙著第六章「歴史的仮名遣いとは何か」参照）と併せて、右のような「歴史的仮名遣いから逸脱した古文」の事例に触れることが有益です。

## 古文③ 文学作品からの逸脱例

先ほど、教科書では古典文法からの逸脱が目立つ文章は排除されているということを述べましたが、もう一つ排除されがちな文章のタイプがあります。それが非文学的な文章です。

・木の芽田楽　温湯を大盤に湛へ、切るも串にさすも其湯の中にてする也。やはらかなる豆腐にても危くおつるなどのうれへなし。湯よりひきあげすぐに火にかくる也。（何必醇『豆腐百珍』、天明二（一七八二）年刊[3]）
・昨夜はけしからぬ御馳走、近来之鬱散、大慶に堪へず候ふ。早速御礼に罷り越し申すべく候ふ処、甚だ取込み延引、よろしく御両親様へも仰せられ下さるべく候ふ。（与謝蕪村書簡　某年二月二九日、岩波文庫『蕪村書簡集』453頁）
・英仏等連合側の之に対する考如何は知りたきことなれども中々手を見せざるは勿論の事也。アルサス、ローレヌ全部回復は仏国が主張して已まざる所にして而も其要求は之に止まるに非ざるものゝ如し。（『読売新聞』大正六（一九一七）年一一月二日）

教科書でしか古文に触れていないと、「古文＝文学」という誤った固定観念が容易に形成されてしまいます。これは古文教育の技能的価値を低く見積もらせることにも繋がり（「古文は文学が好きな人だけ学べばよい」）、いわゆる古典不要論の観点からも弊害が大きいと言えます。日用的・実務的な文章に触れることで、古文の「過去の言語リソース」としての大きさが認識できます。特に右掲三例目のような平易な近代文語文に接する機会があることは、古文（古典文法）が現代と隔絶したものではないということを理解するのに有益ではないかと思います。

## 漢文① 訓点資料

教科書の漢文には、あらかじめ句読点や返り点、読み仮名・送り仮名などの訓点が付記されています。これらの訓点は誰が記したのでしょうか？「教科書の編者。」という答えは間違いではありませんが正解とも言えません。なぜなら多くの古典漢文に対しては解釈と訓読の長い歴史があり、更に言えばある漢字にどのような日本語（訓）をあてがうかという訓読そのものに、奈良時代以前からの実践の積み重ねがあるためです。教科書に限らず、現代の訓読にはそれらの継承という側面がかなりの程度あります。

訓読という一見トリッキーな読法は国語科の授業での便宜として作られたわけではなく、この訓読という方法によって長らく漢文テクストが受容されてきたのだということが、次のような古い訓点資料の実例に触れることでたちどころに理解されます。

・子曰君子不重・則不威。学則不固。主忠信無友不如己者。過則勿憚改。（宮内庁書陵部蔵『群書治要』巻九「論語」、正嘉元年加点。訓点一部省略。ヲコト点は平仮名で表示）

〈訓読〉子曰く、君子重からざるときんば・［則］威あらず。学も［則］固らず。忠信を主として己に如かざる者を友とすること無し。過ちては［則］改むるに憚ること勿れ。

（［　］は置き字）

## 漢文② 日本漢文

なぜ国語科で漢文を学ぶのかという根本的な問いに対しては、先に見た「訓読」（＝日本語文として読む）という方法で漢文は長らく読まれてきたこと（＝受容の面）と併せて、日本においては漢文を書くことも活発になされてきたという点（＝発信の面）の認識も重要です。この点は、日本漢文の存在を積極的に示さなくては生徒が認識することは難しいのではと思います。

文学史の観点から言えば、例えば中国の漢文の表現や典故を採り込んだ日本漢文の例を見ることで、漢文がまさしく国語にもなっていくさまが理解できるというアプローチが考えられますが、それに加えて日本語史の観点から言うと、いわゆる「変体漢文」の紹介が重要な意味を持つのではと思います。先ほど古文のところで「文学作品に限定されない、過去の言語リソース」としての古文という捉え方について主張しましたが、漢文領域においてそのことを伝えるのが、男性の日記や手紙などの日用的文章に長く常用された変体漢文でした。

生徒が変体漢文に触れることは、教科横断的

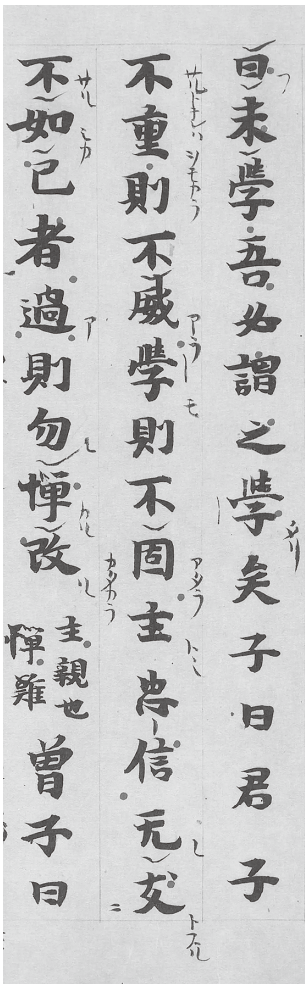

宮内庁書陵部蔵『群書治要』巻九「論語」、正嘉元年加点 [4]

な観点からも意味があります。日本史の教科書などに掲載される史料の抜粋にはしばしば「原漢文」との注記が付されていますが、例えば平安時代の『御堂関白記』や、鎌倉時代の『御成敗式目』の漢文とは次のようなものです。

・従身主渡々東。宿内記堂と云処。（自筆本『御堂関白記』寛弘四年（一〇〇七）八月二日）
〈読み下し〉身主渡より東に渡る。内記堂と云ふ処に宿す。
〈現代語訳〉身主渡（みぬしのわたし）で木津川を東に渡った。内記堂という処に泊まった。（倉本一宏編『新版 御堂関白記』、角川ソフィア文庫、二〇一六年、163頁）

・一、諸国地頭令抑留年貢所当事
右抑留年貢之由、有本所之訴訟者、即遂結解可請勘定。（略）猶背此旨令難渋者、可被改所職也。（『御成敗式目』第五条）
〈読み下し〉諸国地頭、年貢所当を抑留せしむる事／右、年貢を抑留する由、本所の訴訟有らば、即ち結解を遂げ勘定を請ふべし。（略）猶此の旨を背き難渋せしめば、所職を改めらるべきなり。
〈現代語訳〉諸国地頭が年貢所当を差し押さえて手元にとどめていること／（地頭が）年貢を差し押さえて手元にとどめているという本所（荘園領主）の訴えがあれば、（地頭は）すぐに決算を終え、勘定（本所の監査）を申請すべきである。（略）それでもなおこの規定に背いて難渋するならば、地頭職を解任する。（日本史史料研究会監修、神野潔・佐藤雄基編『御成敗式目ハンドブック』、吉川弘文館、二〇二四年、280頁）

国語科で漢文を真面目に学習している生徒ほど、この漢文の「ヘンさ」が気にかかってしまいますが（例：『御堂関白記』における仮名の使用、『御成敗式目』における使役を意味しない「令」）、そのヘンさがこれらの資料の個別的なものなのか何らかの一般性を有するものなのかは生徒には分からないわけで、その点でも日本における漢文使用の一実態である変体漢文について紹介があることは生徒にとって有益と思われます。

## おわりに

以上、教科書に載らない／載りにくいタイプの文章について知ることで教科書の内容をより立体的に理解できるという考え方から、古文・漢文に関わるいくつかのトピックについて紹介してきました。

もっともこれらはいずれも言葉の観点からのアプローチに留まるもので、実際には他に文学、政治・社会、自然といったアプローチからもこうした試みは可能であるはずです。「教科書で教える」ということの重みを改めて感じさせられるとともに、先生ひとりひとりの個性に応じた様々な形がありうるのだなということを、本稿を記しながら感じた次第でした。

注
［1］以下、引用に際して表記を改めたところがあります。
［2］国立国語研究所ウェブサイトより引用（https://dglb01.ninjal.ac.jp/ninjaldl/bunken.php?title=wakanroei）。
［3］国書データベースより引用（https://kokusho.nijl.ac.jp/biblio/100249466/11）。
［4］国立国会図書館デジタルコレクションより転載（https://dl.ndl.go.jp/pid/2591364/1/13）。